

平成 23 年 8 月 30 日
消 費 者 庁

消費者教育推進会議の中間整理

はじめに

平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画に基づき、「これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立」し、消費者教育の推進に資するため、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等を委員とする消費者教育推進会議を開催した。

平成 22 年 11 月に第 1 回会議を開催し、その後、円滑かつ具体的に検討を進めるため、以下の 3 つのテーマ別会合を開催してきたところである。

- ・学校教育における消費者教育の推進
- ・地域における消費者教育の推進
- ・ターゲット教育の推進、震災時等における消費行動について

第 1 回会議と、3 回のテーマ別会合においては、各委員より、それぞれの専門分野で認識する現状の報告とともに、課題、提言あるいは国に対する要望などが述べられた。

ここでは、今後消費者教育推進会議として取り組むべき課題を明確化することを目的として、現在までに出された意見を踏まえて、現状認識と今後の課題を整理した。

1. 消費者教育全般について

(1) 現状認識

消費者教育においては、被害を受けない、騙されないという賢い消費者を育てるだけでなく、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加するという「消費者市民」を育てなければならない。しかし、「地方における消費者教育の現状は厳しい」、「まだまだ異議を申し立てることなく黙ってしまう消費者が多い」、「消費者教育関係者との連携が進んでいない」等の現状に対する厳しい認識が、多くの委員から指摘された。総じて言えば、

こうした厳しい現状の背景には、消費者教育の目的や体系についての認識が必ずしも共有されていないという問題があるといえる。

(2)課題(委員からの指摘等)

- ・「消費者教育」の用語を用いるか否かも含め、定義を明確化する。
- ・現代社会の状況に照らし、消費者教育の目的を明確化する。
〔持続可能社会を作っていくうえでの社会的役割を果たす消費者を育成すること、生きる力を育てること 消費者市民を育てること など〕
- ・ライフステージごと、分野ごとの消費者教育を体系化して整理する。
- ・消費者教育の着実な浸透を図るため、消費者教育に関する総合的な法制を整備する。
- ・消費者問題や消費者教育のプライオリティーを高めていく。
- ・東日本大震災の事例を踏まえ、震災時の消費行動に関する消費者教育のあり方を見直す。

☆参考 「消費者教育に関する OECD 消費者政策委員会の政策提言」(2009年11月20日公表)では、各国で消費者教育の目的と戦略が明確に定義されておらず、その結果消費者教育関連施策が一貫性を欠き効果が発揮されていない、消費者教育プログラムの検証も不十分で、有効性に関する事後評価もなされていないなどと指摘されている。さらに、「教師が効果的に教育技術(teaching technique)を身につけられるよう支援することが重要」「特定の消費者問題や特定層の消費者(被害に遭いやすい消費者等)を対象にした消費者教育は、対象となる消費者に適切に到達できるかどうかや、効果的な教育を行えるかどうかによる」「多様な関係者の協力・協調が十分でなく、更なる改善の余地が残されている」などの課題も指摘されている。

2. 学校教育における消費者教育

(1)現状認識

学校教育の目標は、児童生徒の生きる力を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことである。

消費者教育に関する内容は、家庭科や社会科等で扱われており、新しい学習指導要領においても充実が図られている。各学校においては、学習指導要領等に基づき地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考

慮して適切な教育課程を編成するものである。自立した消費者を育成するためには、学校教育において適切に消費者教育を行っていくことが求められる。

しかし、「消費者教育に充てられる授業時間数は十分でない」、「専任の家庭科教員のいない学校が多い」、「学校現場と消費者団体等との連携は、教師との個人的つながりに依拠することが多く、長期的な連携が難しい」など、多くの委員から厳しい現状認識が指摘された。総じて言えば、学校教育に対する様々な要請があり教員の多忙化の問題が指摘されている中、学校における消費者教育をより実のあるものとしていくためには、学校の実態等に応じて、さらに一層の工夫をする必要があることが指摘された。

(2) 課題(委員からの指摘等)

ア 教員研修・養成の充実

- ・教員に対する消費者教育に関する研修を充実する。
- ・消費者センターなど学校教育以外の場での消費者教育に関する教員研修が効果的であるので、一層充実する。
- ・大学・大学院の自主的判断の下、消費者教育の専門家を養成する専攻を設置したり、教員養成課程に消費者教育の科目を設けるなどする。

イ 授業時間の確保

- ・環境教育、国際理解教育、法教育、キャリア教育など消費者教育以外の学校への要請が多いため、学校現場では限られた時間の中でこれらへの対応もあり、厳しい状況にある。このことを踏まえつつ消費者教育に使える授業時間数の確保に取り組む。
- ・家庭科や社会科以外の教科等でも消費者教育ができるよう工夫する(例えば推進役(コーディネーター)のような立場の人をおくなど)。
- ・消費者教育、消費者市民教育の充実に向けて、消費生活に関する単独の教科目の設置を検討する。

ウ 地域等との連携の充実

- ・出前講座などが学校でより活用されるように消費者団体等と学校の連携を促進する。
- ・「学校評議員」あるいは「学校運営協議会」の中に、消費者教育を推進する立場の者の参画を進める。
- ・学校で利用しやすい教材等を継続的に作成し、全国津々浦々の学校で、無料で利用できるようにする。

- ・消費者教育の授業実践を、各地に広めていくような取組をする(例えば、消費者庁が表彰するなど)。

3. 地域における消費者教育

(1)現状認識

消費者問題は、地域が抱える問題でもあり、地域社会・コミュニティとして取り組むことが求められる。地域の課題として解決するためには、地域の実情に精通している様々な地域の団体・グループが連携し、地域住民に対して消費生活に関する学習機会を設け、学習成果を地域へ還元することが重要である。

(2)課題(委員からの指摘等)

ア 連携の場の充実

- ・様々な主体(団体)などの活動をサポートして、つなげる仕組みを作るため、消費者教育フェスタのような活動を継続的に実施し、さらなる連携・協力を広げるための環境整備を図る。
- ・学校等を地域の拠点として位置づけ、地域住民に対して消費者教育を行う場として活用する。
- ・経団連の企業行動憲章では、消費者啓発の取組推進に関する記述がある。今後、より多くの企業・団体の憲章や行動基準等に消費者啓発の取組が盛り込まれ、実施されるよう、働きかける。

イ 消費者教育に関する人材養成

- ・消費者啓発の講師の養成講座を、民間団体等の協力を得て実施している行政機関もあり、そのような取組をさらに広める。
- ・様々な地域の団体・グループの連携を図るために、それらを連絡調整するコーディネーターを養成する。
- ・消費者教育は、社会とのつながり、社会に参加することの意義等までも含むものであることに鑑み、大学等のキャリア教育においても、その趣旨を踏まえた教育が望まれる。

4. ターゲット別消費者教育

(1)現状認識

消費者問題は、消費者の属性によって大きく異なっており、ターゲット別に異なる内容、手法を工夫する必要がある。委員からは、特に高齢者や障がい者

に関し、「社会から孤立しないような社会にすることが必要」、「自治会活動を活用することが効果的」等の指摘があった。総じて言えば、特に高齢者や障がい者に対する取組を一層充実させ、その手法をさらに工夫する必要があることが指摘された。

(2)課題(委員からの指摘等)

- ・ 例えば金融教育、法教育、さらに放射線に関する教育など、教育課題別に有効な教育方法について検討する。
- ・ 各省庁の所管する事項に関わる分野別消費者教育についても、消費者教育推進会議の場で検討するなどして、関係省庁の連携を進める。
- ・ 消費生活に関する学習には、60歳代から先の人生のために、誰しものが身に付けておくべき内容も多く、高齢者に必要な学習内容を一度整理する。
- ・ 全国の児童養護施設や、その卒業生らに消費者教育をするような支援を充実する。
- ・ 例えば視覚障がい者のために学習資料のデジタル化を進めるなど、学習者に配慮した教育方法の工夫をする。
- ・ 消費者団体では、例えば高齢者が集まる場所で、被害体験を出し合って注意を促すなどの活動をしている。このような啓発手法は有効と考えられるので、さらに拡充する。

5. 今後の進め方

本中間整理で指摘した課題は、長年指摘されてきた課題も多く、現状を踏まえつつ、各課題を具体的に前進させるための方策が求められている。このため、今後は三つの分科会を開催して、個々の課題について関係省庁における取組の現状や方向性についての報告を求めながら、消費者教育を推進するための具体的な方策を検討することとする。具体的には、「体系化」、「学校での教育」、「社会での教育」などのテーマで分科会を開催し、相互の連携にも十分配慮しながら検討を進める。